

巻 頭 言

人権の揺ぎからみえる平和の課題

9.11 同時多発テロ事件をきっかけに、アメリカの G. W. ブッシュ政権が世界を敵と味方に棲み分け、「悪の枢軸」を成す「ならず者国家」とされたイラクを侵攻してから今年3月20日で20年を迎えた。有志連合による侵略は国際連合（以下、国連）の決議を欠き、2021年12月の米軍の最終的な撤退に至るまで、20万人以上のイラク人と、約9千人のアメリカ兵士やその関係者が亡くなり、そして「イスラム国家」による新たなテロの温床を生んだ。メルヴィン・レフラー（Melvyn P. Leffler）は、この侵攻の要因として、アメリカの「恐怖」、「力への過信」、「おごり」、「機能不全」があったという。さらに、「米国外では中国の台頭やロシアの変化に対応することを困難にし、国内では政府不信や党派的な対立を助長」したと指摘する（朝日新聞 [2023]）。

さらに、昨今の国際社会に最も大きな衝撃を与え、世界規模で安全保障の枠組や経済の相互依存関係を揺るがし、甚大な人権侵害を生み出しているのはロシアによるウクライナ侵攻である。この戦争を阻止できない国連の役割が強く問われる事態となっている。これは、今日の国連を中心に展開されている第二次世界大戦後の国際秩序、いわゆるリベラルな国際秩序（liberal international order: LIO）の危機の時代を表している（Ikenberry [2018]）。中国による香港の民主主義弾圧や中台の緊張、ロシアの戦争犯罪、米中対立を背景に LIO を維持するために供されている価値、とりわけ基本的人権や自由民主主義は再び議論的となっているのである。

1948年12月に世界人権宣言が採択された後も、国際社会では甚大な人権侵害が後を絶たない。15世紀から19世紀にかけて、ヨーロッパとアフリカとアメリカの間で行われた奴隷貿易は、現在においても人身売

買として存続している。また、人権を遵守しなければならない立場にある国家が、その人権を蹂躪している場合も数多くある。9.11同時多発テロによって多くの被害を出したアメリカは、「テロとの戦い」という正義の旗を高らかに掲げ、国際社会の了承なく、証拠も不十分なまま、テロ容疑者をアメリカの軍事施設に連行し、アブグレイブやグアantanamoにおいて激しい拷問を繰り返し行った。中国による新疆ウイグル自治区における人権弾圧は、国際社会からの強い非難を浴びながらもそれを否定し続けている。さらに、昨今のロシアのように国境線をめぐる大国による武力紛争が、第二次世界大戦からの平和への歩みを大きく引き戻し、それに伴って甚大な人権侵害を生み続けているのは言うまでもない。世界中が、国際社会（コミュニティ）や国連の無力さを感じざるを得ない雰囲気包まれている。このような悲惨な状態について、たとえば「この20世紀は、最高の規範が存在していると同時に、最悪の現実が広がっている」というデイヴィッド・リーフ（David Rieff）の言葉はよく言い得ている（Rieff [2002] p.70）。

1648年にウエストファリア体制が発足して以来、主権国家が国際社会の行為主体として君臨してきた。国際条約締結に関していえば、条約の加入は国家の裁量に依存しなければならず、人権条約を締結してもその遵守が確実なものとは言い難い。国家にとって、どのような人権が遵守されれば国益につながるのかという点から、国家の思惑と人権が常にリンクするとは限らないのである。

第二次世界大戦直後の世界でもっとも影響力を持ちつつあった大国アメリカの主導の下、現代の国際社会を成している国際ガヴァナンス制度が形成され、このような自由主義的国際秩序、いわばブレトンウッズ体制や国連といった制度が、アメリカとその同盟国を冷戦の勝利に導いた。なぜこのような秩序が冷戦において安定的なものであったのか。ジョン・アイケンベリー（G. John. Ikenberry）によると、規範および規則の存在や経済市場の開放といった環境に基づいたものであり、このような環境にお

いて、国際社会のメンバーが国の経済的・社会的な豊かさといった目標を比較的自由に実現出来たことがあげられている。それとは対照的に、ソ連ブロックに所属していた国家は、ソ連の支配的な統治の下で存在し、自由な経済活動は存在していなかった。したがって、ある国家の社会と経済の豊かさは、モスクワと直接密接に連携し、あるいは直接定められたものであった (Ikenberry [2008] [2022])。

人権に関して、このような制度の基礎となっている世界人権宣言も、アメリカの主導の下に形成された。すなわち、アメリカの単独主義的な行動によって多国間主義の規則に基づく国際秩序を提供したのである。第二次世界大戦後、戦勝国となったアメリカは世界における大国の地位をさらに高め、アメリカが提唱する制度に他国が抵抗するのは困難であった。したがって、1940年代以降、自国が獲得した権力を維持する国際ガヴァナンスの構造を形成することができたとも言える。このような国際社会構造形成へのコミットメントが、ジョン・ラギー (John. G. Ruggie) によって、アメリカの例外主義 (American exceptionalism) のポジティブな側面として説明されている。たとえば、アメリカ大統領ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) による第二次世界大戦以降の世界秩序構想は、アメリカ固有の価値観が反映されたすばらしい秩序であるとアメリカ人は自負している。それは冷戦期においても、ソ連ブロックの対極に位置した、西洋的で自由主義的な国際秩序であり、現在も変容しながら存在している。このような唯一的な価値観を持つ国際システムを形成できるのはアメリカであったし、したがって、我々は他の国とは違うのだというアメリカ人の自負、すなわち「例外主義」がそこにはある。そして、同じような考え方に基づいたもう一つの例外主義、すなわち、自分たちは特別な存在なのだから、自分たちが作った制度からは免除されるのだという考え方がある (Ruggie [2005] pp.304–307)。

このようなアメリカの単独主義の在り方に表れている例外主義に対して、アイケンベリーは「アメリカの多国間主義は衰退するのか」という疑問を

投げかけている。アメリカの単独主義は以下から見る事が出来る。たとえば、2023年3月17日、ロシアのウクライナ侵攻に伴って、国際刑事裁判所（以下、ICC）はロシアのプーチン大統領に逮捕状を出した。国連を中心に武力紛争下であっても大規模人権侵害に対する不処罰は許されないとする議論が進展してきたにも関わらず、アメリカはICCの設立根拠条約となるローマ規程への批准を未だに拒み続けている。現在、国連総会ではロシアのウクライナ侵攻に対してロシアを糾弾する決議が複数採択されているが、アメリカは9.11後に「テロとの戦い」の必要性を国際社会のメンバーに主張し、国連（国際社会のコンセンサス）を無視した行動を展開した。そのような例外主義は、すなわち「免除」にもなり得てしまうトラギーは主張している。アメリカが主導してグローバル・ガバナンス制度を構築しながら、自らそれを破り信用を失う行為をしてきたことによる影響は大きい。アメリカが構築した「国際社会」のメンバー間の信頼醸成が上手くいっているとはとても言い難い。国益を優先するナショナリズムと、国際協調主義としてのトランスナショナリズムの対立という観点からも、国際社会のメンバー間の連携を意識したコミュニティ形成は必要かつ有用だったのではないだろうか。

9.11はアメリカ政府とアメリカ国民に多大な衝撃を与えたが、9.11後にアメリカがアブグレイブとグアンタナモで行った9.11に関与したと思われる者たちへの拷問をめぐっては、ロバート・コヘイン（Robert Keohane）とジョセフ・ナイ（Joseph Nye）が、国家の安全保障そのものは常にトランスナショナルな関わりよりも重要であるという指摘がある（Keohane and Nye 1971, 2001 [1979]）。つまり、遠くアフリカで起こっている深刻な貧困問題よりも、国防を通じた自国の国益を重視する意見が増大し、また、アメリカによるアブグレイブやグアンタナモでの拷問は、被拘禁者たちの人権よりも、また再びテロリストによってアメリカが攻撃対象とならないためにテロリストを根絶することが自国の防衛にとって得策であるといった、国益を優先した考え方である。途上国の貧困よりも国防を重視

するといった戦略が、果たして平和な社会を構築するという意味で妥当であろうか。たとえば、貧困などがテロリストを生み出す原因となり得ることを考慮すれば、途上国の貧困により視線を向けるべきである。

9.11 以降のアメリカが、その権力を背景にした傲慢ともとれる行動を示しているなかで、西洋的な人権規範を、非西洋諸国に対してどのように普及させていくのか。別な見方をすれば、それはアメリカの「脱近代主義的な帝国主義」ともいえる状況がある。つまり、直接領土を支配するといった近代的帝国主義ではなく、アメリカの文化や価値の普及、また同盟関係や米軍基地のネットワークによる間接的な支配という意味での帝国主義である (Katzenstein [2015])。ヨーロッパ諸国や日本などのアメリカの同盟国も交えた自由主義的秩序が存在し、この秩序の枠内に所属していない国家やその他の行為主体にとってみれば、まさに「脱近代主義的な帝国主義」というように目に映るのである。

さらに、アメリカの単独主義は経済においても、アメリカの経済破綻に端を発し世界を巻き込んだ金融危機から理解することができる。1970年代においてコヘインとナイは、国際的で、より緊密になりつつある相互関係そのものが、実はアメリカを中心とした相互関係であり、グローバリゼーションとともにより緊密になっている (Keohane and Nye [2000] p.7) と述べている。このようなアメリカ中心的なグローバリズムが、アメリカへの不満、反アメリカ主義 (anti-Americanism) を生み出した原因であると言えるだろう。

人権は常に脆弱なものである。各国の人権は、国家によって保障され実行される。国際社会の人権枠組がどのように実行され、その際の国際社会の合意形成はどのように達成されるのか。人権と国益との対立、自由主義的な価値観とそれを受け入れない非西洋諸国…戦後アメリカがもたらした分断 (課題) は深刻である。

また、これまでの様々な人権問題は、NGO といった新しいアクターを国際社会に多く登場させてきたことも周知のところであり、これらアク

ター間のネットワークが脆弱な人々に必要不可欠であることは言うまでも無い。1990年代に入り、国家とトランスナショナルな行為主体（国際機関や多国籍企業も含む）の相互関係や、それらの政治的・経済的・社会的・文化的影響も拡大してきた。国家のみならず、国家以外のアクターにもやはり我々は期待する他ないのかもしれない。信念を共有している政府と市民社会、さらに国連といった国際機関によるガバナンス構造において、NGOの参加、多様なステークホルダー、市民あるいは公共政策のネットワークによって、国際社会の努力は今後も続けていかなければならない。度重なる人権侵害や、たとえばロシアによるウクライナ侵攻に伴う甚大な人権侵害にいかに対峙していくのか。幾度となく言われてきたことであるが、改めて、政府・非政府の多様なアクター間の連携を模索し、人権侵害の当事者・当事国へ働きかけていくことを止めてはいけない。人権をめぐる「理想とギャップ」として、筒井清輝は国際人権における「国家間の枠組の限界を突破してきたのは、常に市民社会であった」とし、NGOなどによる naming and shaming（「名指しでの批判」）が「必ずしも即効性を持つアプローチではないことを認識しつつ、その有効性を高めていくことが重要」と指摘している（筒井 [2022] pp.221-224）。

人権侵害が後を絶たない、平和とはほど遠い現状にどのように応えたらよいのか。この号のテーマである「人権侵害から考える平和の課題」では、人権をめぐる多様で重要な論点について、意欲的な議論を展開している依頼論文2本、投稿原稿2本が収録されている。

上野友也会員は「戦場のLGBT——戦時性暴力の被害と国連安全保障理事会における対立」において、これまで保護の対象としてあまり議論されてこなかった性的マイノリティの戦時性暴力について、安保理の議論を丁寧を追って論じている。女性の保護については2000年に安保理決議1325でようやく組上に上がったが、LGBTについては今なお理事国間で対象とするか否か対立が続いている。安保理の会議で言及されるようになったのは進歩であると著者は評価している一方で、性的マイノリティの

存在や保護に肯定的な理事国と否定的な理事国との対立が浮き彫りになったことから、安保理に新たな価値の相違、紛争の種が出てきたのも事実であろう。これについても分断が鮮明になった安保理で、性的マイノリティの保護を可能とするアクター、すなわち人権団体や人道支援団体に頼らざるを得ない。対象となる LGBT への差別やスティグマがぬぐいきれない限り、安保理が一枚岩で保護するのは困難であろう。安保理の進歩と苦悩が垣間見える論考である。

小川玲子会員には、「移住ケア労働者をめぐる多様な脆弱性と人権保障」という重要なテーマについて議論して頂いた。ケア労働をめぐる構造的暴力について、制度やケア労働者等への丁寧なインタビュー調査を交えながら、ケア労働者が福祉レジームと移民レジームの交差点に位置し、脆弱な立場にあることをとても説得力をもって議論している。排泄介助のケアを例にあげ、ケアを担う側とされる側（介護なら高齢者）が共に社会から廃棄される存在であるという議論は言い得てインパクトがある。しかし同時に著者は、ケアを中心に据えた水平的な相互依存関係についても紹介しており、ケアをめぐる人権問題への解決の手掛かりを示している。

尹在彦会員は、『「被害者の政治学」と基本権制限の受容可能性——有事法制における拉致問題・メディアの影響を事例に』の論考において、「基本権制限条項を盛り込み成立が困難だった有事法制がなぜ、2003年に圧倒的賛成多数で可決されたのか」という疑問を出発点とした大変興味深い議論を展開している。これまで日本は「反軍国主義の温存」と著者が表現するほど、「有事」といった言葉にもアレルギーがあった。その中で日本の有事法制が可決されるに至る要因として、2002年の小泉訪朝での北朝鮮による日本人拉致発覚に触発されたメディアによる連日の報道と、それを盛り上げ、それに乗って躍進したタカ派政治家等の存在、さらに、彼ら政治家が北朝鮮拉致問題をイラク戦争とリンクさせて国民に危機感をもたらしたことをあげている。著者は、人権が制約される制度が可決される要因を示した一方で、しかし有事法制の成立は日本の反軍事主義規範を崩壊

させたわけではないと指摘している。その証左として、2003年11月の総選挙でイラクへの自衛隊派遣には慎重姿勢であった民主党が躍進したことをあげている。基本権・人権の制約を差し出して、国家の安全保障を得るのか、その逆か、そのバランスの中で揺れ動く日本の輪郭が見える論考である。

小阪真也会員は、「加害者としての元子ども兵への正義の追求——オングウェン事件と元子ども兵の『被害者』性の評価」の論考の中で、人権侵害の行為者が保護の対象となるのか否か、元子ども兵を対象にICCの論理を考察した。「元」子ども兵ということから、「被害者であり加害者」である被告をめぐるICCの審理について、ICC規定第31条(d)の「強要」を媒介していること、被告が「強要」ではなく自発的に人権侵害行為を誘導したと認定したことによって、同被告への刑事責任追求が正当化されたと論じている。元子ども兵であるが故に刑事上の不処罰が慣行され議論されてきたなかで、オングウェンの事例は元子ども兵への新たな責任追及のあり方を考える重要な論点を提示している。

さらに本号では、自由論題の投稿原稿を2本掲載している。まず1本目は、田邊俊明会員の「核兵器禁止条約とポスト主権型立憲平和主義」である。田邊会員によれば、いまの「リベラル・リーガリズム」に基づいた核兵器のない世界に向けての試みは、理論的ならびに実践的な行き詰まりに直面している。そこで、「ポスト主権型立憲平和主義」の構想を掲げながら、核兵器禁止条約が直面しているアポリアを打開する方向性を模索するとともに、私たち市民の責任とは何かを示す。

2本目は、相方未来会員による「フェミニストカウンセリングの心理的ケアによる平和運動—ウィメンズカウンセリング京都における性暴力被害者のためのアドボカシー」である。相方会員は、「ウィメンズカウンセリング京都」による性暴力とドメスティック・バイオレンスに関する裁判でのアドボカシーに着目する。そのうえで、フェミニストカウンセリングによるアドボカシーは、不可視化された被害者の「物語」を代弁・援護する

だけでなく、社会変革の役割をも強く担っていることから、フェミニスト平和運動とのつながりがある点を浮き彫りにする。

また、書評4本が収録されている。1冊目は、宮本ゆき会員の『なぜ原爆が悪ではないのか——アメリカの核意識』（岩波書店、2020年）である。同書は、核兵器をめぐる認識が日米間で大きく異なっていることを明らかにしている。その意義と今後の方向性とは何か。アメリカ社会文化史を専門とする荒木和華子会員は、「核抑止論を正当化する文化的仕掛けを暴く——今こそ被ばくを語る声を傾聴・代弁するために」というタイトルのもと、同書に対する書評を試みている。

2冊目は西海洋志会員による『保護する責任と国際政治思想』（国際書院、2021年）である。同書は、国際政治思想史の視点から、「保護する責任（R2P）」概念の展開を丁寧を追うことで、冷戦終結後における国際秩序の動態を検討する野心作である。これに対して、グローバル・ガヴァナンスに精通している赤星聖会員は、「『保護する責任』を通してみる『国際秩序論』——国際連合事務局の権力性」と題して、同書の意義と課題を述べる。

3冊目として取り上げたのが、地域研究と国際関係論研究という2つの領域を横断して研究してきた、富樫耕介会員による『コーカサスの紛争——ゆれ動く国家と民族』（東洋書店新社、2021年）である。同書を書評しているのが、平和構築論を専門とする中内政貴会員である。そのタイトルは「文明の十字路口から読み解く国際社会」で、いま起こっているウクライナ問題への示唆も述べている。

最後の4冊目は、柴田優呼『プロデュースされた〈被爆者〉たち——表象空間におけるヒロシマ・ナガサキ』（岩波書店、2021年）である。柴田会員は、フランス語の劇映画『ヒロシマ・モナムール』を主に取り扱うことで、ヒロシマ・ナガサキと被爆者の表象を考察している。「ナショナルとトランス・ナショナルを往還する広島・長崎研究」というタイトルのもと、上述した宮本ゆき会員が同書の書評を試みている。

以上から、本号は特集テーマに加えて、多様な自由論題投稿論文と書評

を所収しており、どれも平和の探究に寄与するものである。本号が今後の人権と平和研究の発展につながることを願いたい。

参考文献

- Ikenberry, G. John [2008], “The Rise of China and the Future of the West: Can the Liberal System Survive?” *Foreign Affairs*, 87-1: pp. 23–37.
- Ikenberry, G. John [2018], “The End of Liberal International Order?” *International Affairs*, 94-1: pp. 7–23.
- Ikenberry, G. John [2022], “Why American Power Endures: The U.S.-Led Order Isn’t in Decline,” *Foreign Affairs*, 101-6: pp.56–73.
- Katzenstein, Peter J. [2005], *A World of Regions: Asia and Europe in the American Imperium*, Cornell University Press.
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye (eds.) [1971], *Transnational Relations and World Politics*, Harvard University Press.
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye [2001 [1979]], *Power and Interdependence: World Politics in Transition*, Rev. ed., Addison-Wesley.
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye [2000], “Introduction,” Joseph S. Nye and John D. Donahue (eds.), *Governance in a Globalizing World*, Brookings Institution Press.
- Rieff, David [2002], *A Bed for the Night: Humanitarianism in Crisis*, Simon & Schuster.
- Ruggie, John Gerard [2005], “American Exceptionalism, Exemptionalism, and Global Governance,” Ignatieff, Michael (ed.), *American Exceptionalism and Human Rights*, Princeton University Press.
- 朝日新聞 [2023年3月20日朝刊]「(崩れた覇権 アメリカとイラク戦争20年) イラク侵攻「四つの要因」」(メルヴィン・レフラーのインタビュー記事)
- 筒井清輝 [2022], 『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』岩波書店。

中村文子 [山形大学=国際関係論]

藤井広重 [宇都宮大学=国際関係法, 国際人権論, アフリカ政治]

佐藤史郎 [東京農業大学=国際関係論]